

障害児者等相談支援事業業務仕様書

1 目的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号、東大阪市地域福祉計画、東大阪市障害者プラン及び障害福祉計画（障害児福祉計画）に基づき、障害者等及びその家族並びに支援者からの相談に応じ、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 業務名称 東大阪市障害者相談支援事業

3 対象地域 別紙のとおり（小阪・弥刀・金岡中学校区）

4 委託期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（令和9年度末までを目途として、契約を更新できるものとする）

5 業務内容

「東大阪市相談支援事業実施要綱」に基づき、市（障害者支援室のほか、市の関係部局全てを含む）及び関係機関と緊密な連携を図りながら、主に以下の業務を行うものとする。

① 障害者等に対する総合的及び専門的な相談支援の実施

障害者等の福祉に関する総合的な相談窓口として、障害者等及びその家族並びに支援者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスに関する利用援助、社会資源を活用するための支援を行うとともに、関係機関との連絡調整や課題に応じた専門機関の紹介等を行う。

② 社会生活力を高めるための支援

障害等の理解、健康、家事、金銭管理、家族関係等の生活の基本に関することや、就学、就労、余暇活動などの社会と関わること等の相談に応じ、必要な支援を行う。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等を行う事業。

④ ピアカウンセリング（ピアサポート）

障害者自身が同じような障害や疾病などを抱える障害者等に対し、相談や助言、グループ交流などを行うことができるよう、社会参加の促進、活動の場の拡充など必要な支援を行うよう努める。

⑤ 地域生活移行のための支援

基幹相談支援センター等と連携し、障害者等が地域生活に移行するに当たって必要とする支援を行う。

⑥ 権利擁護のために必要な援助

障害者虐待の早期発見、再発防止のための対応を行う。また、関係機関と連携し、成年後見制度の利用に関する援助を行う。

⑦ 専門機関の紹介

障害者等の課題に応じた専門機関を紹介するとともに、必要に応じ、利用に至るまでの支援を行う。

⑧ 担当地域の相談支援体制の強化の取組

ア 個別ケースを通じた指定特定相談支援事業者に対する支援

担当地域に住所を有する障害者等（処遇困難ケース等）を担当している指定特定相談支援事業者を支援し、関係機関と連携した対応を行う。

イ 担当地域の相談機関との連携強化の取組

各種の相談機関等との連携を強化するための取り組みを行う。なお、各種相談機関等が開催する会議や行事等へ積極的に出席し、必要な支援を行う。

ウ その他

基幹相談支援センター等と連携し、障害福祉の人材育成につながる事業及び市民に対する障害の理解啓発、地域生活支援拠点の整備促進に関する事業等を行う。

⑨ 東大阪市自立支援協議会に係る運営への参画

東大阪市自立支援協議会の事務局の構成団体として、会議の調整や円滑な運営に協力するよう努める。

6 利用対象者

利用対象者は、原則として各対象地域に居住する障害者等のほか、その可能性のある障害者等及びその家族並びに支援者等とする。当該業務に関連し、必要に応じ、対象地域を越えて業務を行うことがある。

7 相談体制

相談は、障害者等及びその家族並びに支援者等が事業所への来所（又は電話・FAX・メール等）によるもののほか、訪問等の方法により実施する。

8 人員配置

人員配置基準については別紙のとおり

常勤専従の相談員は、本業務に支障のない範囲において、他の業務に従事することができる。

9 開設日及び運営時間

事業所の開設日及び運営時間は、原則として週5日程度、午前9時00分から午後5時30分までとする。但し、発注者と協議のうえ、開設日時を調整することができるものとする。

10 実施計画書

毎年4月10日までに事業実施計画書及び人員配置図（従事職員名簿等）を提出すること。

11 実績報告等

月次業務報告を翌月10日までに発注者に報告しなければならない。また、相談記録・台帳・業務日誌等を記録し、整理するとともに、発注者が提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。年次業務報告については、この事業に係る収入及び支出について他の経理（計画相談給付費等）と区別して整理し、翌年4月10日まで発注者に報告しなければならない。

12 その他

- (1) 本業務の期間終了後、後継事業者が速やかに業務を引き継ぐこと。
- (2) 本業務の受注者は、後継事業者が円滑に業務を遂行できるまでの間は、本業務の期間満了後であっても、必要な協力を行うこと。
- (3) 当該仕様書に定めのないものは、発注者と受注者の協議により取り扱うものとする。